

平成 22 年度緊急時対応訓練計画（案）

平成 22 年 4 月 15 日

1 基本方針

食品安全基本法（平成 15 年 5 月 23 日法律第 48 号）第 14 条及び食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）に基づき作成された食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成 17 年 4 月 2 日食品安全委員会決定）においては、緊急時対応について平時から備えるべきこととして、緊急時対応訓練の実施を定めている。

緊急時対応専門調査会において、平成 21 年度に実施した訓練を検証した結果、食品安全委員会における緊急時対応体制の充実を図るため、継続して訓練を実施することが重要であると指摘されたところである。

このため、食品安全委員会の緊急事態等における対応能力の向上を図るため、緊急時対応訓練を実施し、緊急時対応の問題点や改善点についての検討を行う。

なお、一層実効性のある緊急時対応訓練にするため、実務研修と確認訓練の 2 本立ての訓練設計とし、体系的に実施する。

2 重点課題

平成 21 年度に実施した訓練の検証結果から、以下を重点課題とする。

(1) 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

緊急時対応マニュアルに基づいた緊急時対応について実務研修により理解を深め、確認訓練により対応手順を確認するとともに、確認訓練により得られた改善点について必要に応じて緊急時対応マニュアルに反映する。

(2) 分かりやすい情報提供技術の向上

分かりやすい説明資料作成やメディア対応等実務について実務研修を行い、その技術・知識のレベルについて模擬記者説明会の実施を含む実動の確認訓練により確認する。

3 訓練設計

実務研修と確認訓練の 2 本立ての訓練設計とし、体系的に訓練を実施する。

【訓練設計の概要】

	実務研修	確認訓練
実施年月日	平成 22 年 4 月から 平成 22 年 10 月までの間	平成 22 年 1 1 月
目的	委員会内の基本的な緊急時対応能力を向上させる。	緊急時対応マニュアルに基づく対応について、委員会内の共通理解を得るとともにその実効性を検証する。
内容	実務の講習を短時間で数回に分けて実施。実務は次のとおり。 ・緊急時対応マニュアルに基づいた緊急時対応 ・分かりやすい説明資料作成 ・メディア対応	緊急時対応の確認を一日かけて実施。（シナリオ一部非提示〔模擬記者説明会の実施を含む〕）
対象	委員及び事務局職員	委員及び事務局職員